

江東区バレーボール連盟内規

1. 本連盟入会金は、1チーム 1,000円とする。
2. 大会参加費用は、1チーム 7,000円とする。
3. (1)区代表派遣チームの旅費援助は、次の通りとする。

関東大会以上	1チーム	20,000円
都民大会	1チーム	10,000円
墨東五区大会	1チーム	5,000円

(2)区代表チームの優勝報奨金は、次の通りとする。

全国大会	優勝	50,000円
関東大会	優勝	30,000円
都民大会	優勝	20,000円
墨東五区大会	優勝	10,000円

但し、全国大会及び関東大会は連盟が認めた大会に限る。
4. 役員の出張費
本連盟が承認した役員の出張費は、常任理事会で決定する。
5. 慶弔金
 - (1)役員が死亡したとき、連盟から10,000円と互助会から20,000円とする。
 - (2)その他、両親、配偶者、子供の場合、互助会のみから20,000円とする。
 - (3)上記以外の慶弔に関しては、三役(会長、副会長、理事長)又は常任理事会において決定する。
6. 役員の傷病災害時見舞金
 - (1)傷病のため7日以上病床にあるときは、5,000円とする。
 - (2)公傷病、その他やむを得ない実情により災害に逢った時は、その実情に応じて三役または常任理事会で、その額を決定する。
7. 功労者及び優秀チーム表彰規定
 - (1)役員として10年以上その任にある者は、総会時の議事終了後表彰する。
 - (2)役員として10年以上その任にあり、特に顕著な功績のあった者に、功労者賞と記念品を周年行事式典時に表彰する。
 - (3)役員として30年以上その任にあり、特に顕著な功績のあった者に、特別功労賞と記念品を周年行事式典時に表彰する。
 - (4)全国大会等で優勝またそれに準ずる成績を残した、優秀チームを総会・周年行事時に表彰する。
8. 大会表彰
 - (1)参加チームが8チーム以下のトーナメント戦及びリーグ戦は2チームを表彰する。
但し、3位決定戦を行う大会はその限りではない。
 - (2)参加チームが9～31チームのトーナメント戦は3位までを表彰する。
 - (3)参加チームが32チーム以上のトーナメント戦は8チームを表彰する。
9. 大会シードチーム
シード基準：前年度または前回の同一大会の上位チームをシードする。
 - (1)参加チームが8チーム以下のトーナメント戦は2チームシードとし、同一チームでA・Bチームでの参加時は、別ブロックとし決勝戦での対戦が可能となるよう配慮する。
 - (2)参加チームが9～16チームのトーナメント戦は4チームシードとし、同一チームでA・Bチームでの参加時は、別ブロックとし決勝戦での対戦が可能となるよう配慮する。

- (3)参加チームが17チーム以上のトーナメント戦は8チームシードとし、同一チームでA・Bチームでの参加時は、別ブロックとし決勝戦での対戦が可能となるよう配慮する。
- (4)家庭婦人の部別トーナメント戦は、1部のみ2チームのシードチームを設け、決勝戦まで行う。2部以下の部は全てフリー抽選とし、決勝戦は行わない。
*部別戦での下位2チームは自動的に下位のブロック所属とし、上位2チームは自動的に上位のブロック所属とする。
但し、棄権チームは自動的にワンランク下の下位ブロックへ降格となる。

10. 連盟登録

- (1)登録は年度毎とし、更新するチームは総会終了後、毎年4月に更新する事を原則とする。
- (2)年度途中であっても、新規加盟チームは随時受け付ける。
- (3)A・Bの複数チーム登録は、複数の登録費を納める。
- (4)登録したチームは、体育協会賛助会費1口を登録料と共に納めるものとする。
- (5)チーム全員が、スポーツ傷害保険への加入を義務とする。
- (6)選手の登録は、連盟規約第6条の各部について1チームを限度とする。

11. 選手の参加資格

- (1)チームの年度登録と同時に、その都度選手登録する。
- (2)追加登録選手は随時受け付ける。但し、登録完了日より1ヶ月経過後に大会参加資格を得る。
- (3)チームの解散または途中退部し資格を失った選手は、年度更新時以降他チームに登録ができ、参加資格を得る。
- (3)チーム代表者が同じである、同一チーム内の選手の登録移行は、更新時に限る。
- (4)一般の部
 - ・新規登録チームは原則として、代表者・連絡先・練習会場を江東区に有す。
 - ・選手の登録は、他区で一般登録をしている選手も登録出来る。
 - ・上部大会(都民大会、墨東大会)への選手登録は二重登録にならないよう管理する。
- (5)家庭婦人の部
 - ・江東区在住・在勤の満年齢25歳以上の既婚者及び満年齢45歳以上の女性とする。
- (6)(1)~(5)のチーム・選手登録違反に関しては、常任理事会で協議決定する。

※休部と棄権について

- :休部するチームには休部届けを競技部長宛に提出する。
但し、休部年度の再登録は認めるが、直近の試合の一ヶ月前までに連盟登録及び大会参加申し込みを済ませる事で大会参加できる。
(チーム代表者は他のチームに選手登録していない事を自チームで確認すること)
- :部別戦は休部の年度一年間は棄権扱いとして処理する。
翌年連盟に再登録すれば棄権扱いによって落ちた部(二部降下)から参加する事ができる。
翌年続けて休部はできない事とする。よって廃部扱いになる。

12. 登録チームは、原則として各一名の理事を選出し、連盟に登録する。

13. 内規の改訂ある場合は、常任理事会で協議決定後効力を生ずる。

14. 昭和59年 4月 1日より効力を発す。

平成 8年 4月 1日改訂	平成23年 3月24日改訂
平成18年 4月 1日改定	平成24年 4月 1日改定
平成19年10月 1日改訂	平成25年 4月 1日改定
平成21年 1月15日改訂	平成26年 4月 1日改定
平成21年 5月 1日改定	平成29年 4月 1日改定
平成22年 4月 1日改定	